

反則金一覧表

(2023年7月1日施行)
(単位千円)

反則行為の種類	反則金額				反則行為の種類	反則金額					
	大型	普通	二輪	小型・原付		大型	普通	二輪	小型・原付		
積載物重量制限超過	10割以上	10割未満	5割以上10割未満	5割未満	幼児等通行妨害	9	7	6	5		
速度超過	高速	35km以上40km未満	30km以上35km未満	25km以上30km未満	安全地帯通行違反	9	7	6	5		
		25km以上30km未満	20km以上25km未満	15km以上20km未満	免許条件違反	9	7	6	5		
		15km以上20km未満	15km未満	12	9	7	6	5			
		12	9	7	6	5	4	3			
携帯電話使用等(保持)	25	18	15	12	通行帯違反	7	6	5	3		
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	27	20	12	12	路線バス等優先通行帯違反	7	6	5	3	
	駐停車禁止場所等以外	25	18	10	10	道路外出入左右折等合図車妨害	7	6	5	3	
	駐停車禁止場所等	23	17	11	11	指定通行区分違反	7	6	5	3	
	駐停車禁止場所等以外	21	15	9	9	交差点優先先車妨害	7	6	5	3	
大型自動車二輪車等乗車方法違反	15	12	9	7	緊急車妨害等	7	6	5	3		
駐停車違反	踏切立ち入り	15	12	9	7	交差点等進入禁止違反	7	6	5	3	
	駐停車禁止場所等	17	14	9	9	無灯火等義務違反	7	6	5	3	
	駐停車禁止場所等以外	15	12	7	7	減光等義務違反	7	6	5	3	
	駐停車禁止場所等	14	12	8	8	合図不履行	7	6	5	3	
信号無視	赤点減	9	7	6	5	合図制限違反	7	6	5	3	
	赤点減	9	7	6	5	警告器吹鳴義務違反	7	6	5	3	
	赤点減	9	7	6	5	乗車積載方法違反	7	6	5	3	
	赤点減	9	7	6	5	定員外乗車	7	6	5	3	
通行区分違反	12	9	7	6	5	牽引違反	7	6	5	3	
高速自動車国道等車間距離不保持	12	9	7	6	5	泥はね運転	7	6	5	3	
追越し違反	12	9	7	6	5	転落等防止措置義務違反	7	6	5	3	
踏切不停止等	12	9	7	6	5	転落積載物等危険防止措置義務違反	7	6	5	3	
交差点安全進行義務違反	12	9	7	6	5	安全不確認ドア開放等	7	6	5	3	
環状交差点安全進行義務違反	12	9	7	6	5	停止措置義務違反	7	6	5	3	
横断歩行者等妨害等	12	9	7	6	5	騒音運転等	7	6	5	3	
整備不良	12	9	7	6	5	初心運転者等保護義務違反	7	6	5	3	
制動装置等	12	9	7	6	5	公安委員会遵守事項違反	7	6	5	3	
尾灯等	9	7	6	5	3	消音器不備	7	6	5	3	
作動状態記録装置不備	12	9	7	6	5	最低速度違反	7	6	5	3	
安全運転義務違反	12	9	7	6	5	3	本線車道通行車妨害	7	6	5	3
自動運行装置使用条件違反	12	9	7	6	5	3	本線車道緊急車妨害	7	6	5	3
本線車道横断等禁止違反	12	9	7	6	5	3	牽引自動車本線車道通行帯違反	7	6	5	3
高速自動車国道等運転者遵守事項違反	12	9	7	6	5	3	故障車両表示義務違反	7	6	5	3
通行禁止違反	9	7	6	5	3	仮免許練習標識表示義務違反	7	6	5	3	
歩行者用道路徐行違反	9	7	6	5	3	3	通行許可条件違反	6	4	3	
歩行者側方安全間隔不保持等	9	7	6	5	3	3	歩道徐行等義務違反	6	4	3	
急ブレーキ禁止違反	9	7	6	5	3	3	路側帯進行方法違反	6	4	3	
法定横断等禁止違反	9	7	6	5	3	3	軌道敷内違反	6	4	3	
路面電車後方不停止	9	7	6	5	3	3	道路外出入左右折方法違反	6	4	3	
優先道路通行車妨害等	9	7	6	5	3	3	交差点右左右折方法違反	6	4	3	
環状交差点通行車妨害等	9	7	6	5	3	3	環状交差点右左右折方法違反	6	4	3	
徐行場所違反	9	7	6	5	3	3	制限外許可条件違反	6	4	3	
指定場所一時不停止等	9	7	6	5	3	3	原付牽引違反	6	4	3	
積載物大きさ制限超過	9	7	6	5	3	3	運行記録計不備	6	4	3	
積載方法制限超過	9	7	6	5	3	3	3	初心運転者標識表示義務違反	6	4	3
								聴覚障害者標識表示義務違反	6	4	3
								本線車道出入方法違反	6	4	3
								警告器使用制限違反	3	3	3
								免許証不携帯	3	3	3

注 (1) 大型車とは大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車。普通車とは普通自動車及び軽自動車。二輪車とは大型自動二輪車及び普通自動二輪車、原付とは一般原動機付自転車及び特定(特例特定を含む)、小型原動機付自転車をいいます。
 (2) 「積載物重量制限超過」の欄の「大型車」の※印は、悪質な違反となり、反則金でなく、直接罰金等が科せられます。
 (3) 「速度超過」の欄の「高速」は、高速自動車国道又は自動車専用道路をいいます。
 (4) 「放置駐車違反」及び「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外))」の欄の「大型車」は、重積牽引車を含みます。
 (5) 「初心運転者標識表示義務違反」の欄の「大型車」は、準中型免許を受けていた期間が1年に達しない者(当該免許取得前2年以上普通免許を受けていた者を除く)のみに適用されます。
 (6) 「聴覚障害者標識表示義務違反」の欄の「大型車」は、準中型自動車のみに適用されます。
 (7) 「歩道徐行等義務違反」「路側帯進行方法違反」は、特例特定小型原動機付自転車に限りません。